

犯罪者の社会復帰を阻害する要因およびその克服に関する研究

研究代表者

中央大学大学院 山梨光貴

1. まえがき

犯罪者の社会復帰を促進し、その者の再犯を防止することは、安全・安心な社会を構築するうえで重要な課題のひとつである（再犯の防止等の推進に関する法律1条）。

『平成19年版犯罪白書』により、犯罪者全体の3割に満たない再犯者によって犯罪全体の6割近くが行われているということが明らかにされて以来、再犯防止のための取組みが様々に行われてきた。更生保護法の成立とともに特別遵守事項のひとつとして導入された認知行動療法（勝田2016）、全国に設置された地域生活支援センターを中心に実施されている地域生活定着支援事業（伊豆丸2014）、刑務所出所者等総合的就労支援対策や自立準備ホームの開拓などの『居場所』と『出番』の確保に係る施策（吉田2017）は、その代表例であろう。

しかし、『令和3年版犯罪白書』によれば、2020年の刑法犯に係る検挙人員に占める再犯者の割合は49.1%、入所受刑者に占める再入者の割合は58.0%であり、再犯者率と再入者率はいまだ高い水準を維持している。これまでの一連の対策に効果がなかったわけではないが、『令和3年版犯罪白書』が示している再犯者率と再入者率の高止まりは、それらが、再犯者と再入者を思うように減少させることができていないということを示唆している。様々な施策が定着してきた今こそ、再犯防止についての新たな視点の導入が必要なのではないだろうか。

そもそも、認知行動療法にせよ、『居場所』と『出番』の確保や地域生活定着促進事業にせよ、それらの施策は、罪を犯した者への働きかけを中心とするものである。しかし、再犯は、罪を犯した者だけの問題なのだろうか。

この点、法務総合研究所が全国の刑事施設（医療刑務所及び拘置支所を除く81庁）に入所している受刑者を対象に2016年に実施した質問紙調査によれば、再入所受刑者の8割ほどが、前回入所時にもう二度と犯罪を行いたくないと思っていたという（法務総合研究所2019:19）。すなわち、再入所受刑者の中には、前刑終了時等に、地域社会の中で犯罪を行わない生活を送ろうと決意しているにもかかわらず、出所後に再び犯罪を行っている者が少なくないということになる。そしてこのことは、出所受刑者の、犯罪を行わないという決意を挫くような何かしらの困難が、地域社会の中に存在しているのではないかという疑問を生じさせる（宮園2019）。そうであるならば、再犯を防止するためには、地域社会の中に存在する、刑務所出所者の社会復帰を阻害する要因を明らかにすると同時に、それを克服して「もう二度と犯罪を行いたくない

い」という決意を維持し続けることができるようにするための方法／手段を明らかにし、その克服の過程をサポートする体制を国および地方公共団体の責任において構築する必要がある（再犯の防止等の推進に関する法律4条）。

2. 目的

刑務所出所者が地域社会で直面する困難には、国も早くから大きな関心を向けてきたところであり、たとえば『居場所』と『出番』の確保のように、法務省が有する膨大な基礎情報を集約した統計データを根拠とする施策が展開されてきたところである。もっとも、統計データにも一定の限界が存在することには注意が必要であろう。

統計データとそれに基づく分析は、事象の背後にある普遍的な「共通性」を発見する方法として特に優れたものであるが、逆に、事象の具体的な「個別性」を統計データから解明することは容易ではないことが指摘されている（四方 2020）。本研究の関心に即していえば、法務省が有する膨大な基礎情報を集約した統計データからは、たしかに、刑務所出所者の多くが地域社会において「就労および住居を確保できない」という困難に直面するという「共通性」を発見することはできるものの、個々の刑務所出所者が、現実の生活において、なにゆえに「就労および住居を確保できない」のかについては必ずしも明らかにはならない。

刑務所出所者が、データ上の存在ではなく、現実中存在する生身の人間である以上、彼らが地域社会において直面する困難もまた、最終的には、彼らの日常の脈絡のなかで把握されなければならないはずである。そして、そのためには、地域社会において立ち現れる困難を自身の生活状況と関連付けながら、彼ら自身に語ってもらうことが何よりも大切になるはずである。

そこで本研究では、出所後の生活にまつわる困難に関する当事者の「語り」を得ることを目的に、受刑経験を有しながら現在は地域社会のなかで生活している当事者（以下単に「当事者」とする。）に対するインタビュー調査を実施した。さらに、そこで得られた知見をもとに、一般の地域住民を対象として、再犯防止を地域社会の問題として捉えるためのオンラインイベントを開催した。

3. 方法

本研究では、刑務所出所者の生活支援を行っている NPO 法人（以下「A 法人」とする。）の協力のもと、「予備的なグループ・インタビュー」、「個別インタビュー」、「オンラインイベント」の3つの調査およびイベントを実施した。以下、それぞれの方法について述べる。

3-1. 予備的なグループ・インタビュー

本研究を開始するにあたり当初想定していなかったこととして、新型コロナウイルスが猛威をふるい、人々の接触機会の制限が徹底されるなかで、インタビュー調査に向けた計画も変更を余儀なくされた。筆者が在籍する中央大学の学部学生有志から当事者との座談会の構想が持ち上がり、筆者が指導することとなった。A 法人の代表（以下「Y 氏」とする）との意見交換

表 3-1 グループ・インタビュー協力者一覧

協力者	性別	年齢	受刑回数	A法人と関わってからの期間
#1	男性	50代	2回	8年
#2	男性	—	2回	4年
#3	男性	40代	2回	5年
#4	男性	20代	—	3年
#5	男性	—	6回	3年

※2020年10月時点

を経た後、A法人のスタッフを交えて、オンライン会議システムを用いた座談会形式のグループ・インタビューを実施することが決まった。

Y氏から紹介を受けた当事者に対し、氏を通じて座談会の趣旨や目的を説明して参加を依頼した。参加の同意を得た当事者とは事前にオンライン会議システムを用いて打ち合わせを行った。グループ・インタビューに協力していただいた当事者（以下「協力者」とする。）は5人だった（#1～#5）。協力者の一覧を表3-1に示す。

協力者は全員が男性であった。倫理的配慮の観点から、個人的属性についてこちらから尋ねることはしなかったが、自己紹介の際に「年齢」、「受刑回数」、「A法人と関わってからの期間」に言及する者がいた。「年齢」は、20代が1人（#4）、40代が1人（#3）、50代が1人（#1）であった。「受刑回数」は2回が3人（#1、#2、#3）、6回が1人（#5）であった。「A法人と関わってからの期間」は3年が2人（#4と#5）、4年が1人（#2）、5年が1人（#3）、8年が1人（#1）であった。自己紹介の際に前科（薬物使用）について言及した者が1人（#3）いた。また、自己紹介の際に、過去に暴力団に所属していたことについて言及した者が1人（#5）いた。

グループ・インタビューは2020年10月に実施した。

3-2. 個別インタビュー

上記グループ・インタビューで得られた知見を基に、さらに詳細な「語り」を得るべく、グループ・インタビュー協力者を中心として、改めて、Y氏を介して個別インタビューを依頼した。個別インタビューの協力者は4人であった（#1～#3および#6）。協力者の一覧を表3-2に示す。#1～#3はグループ・インタビューと同一人物である。#6は女性であり、「年齢」は50代、「受刑回数」は1回であった。

個別インタビューでは、「受刑期間」と「出所からの年月」を尋ねた。「受刑期間」は9年（#1）、3年2月（#2）、2年6月（#3）、2年（#6）であった。「出所からの年月」は10年2月（#1）、5年3月（#2）、5年9月（#3）、5年（#6）であった。

個別インタビューは中央大学における人を対象とする研究倫理審査委員会の承認を得たう

表 3-2 個別インタビュー協力者一覧

協力者	性別	年齢	受刑回数	受刑期間	出所からの期間
#1	男性	50代	2回	9年	10年2カ月
#2	男性	—	2回	3年2カ月	5年3カ月
#3	男性	40代	2回	2年6カ月	5年9カ月
#6	女性	50代	1回	2年	5年

※2022年2月時点

えで、2022年2月に実施した。

3-3. オンラインイベント

インタビュー調査の協力者のうち、#1と#6の協力を得て、2022年2月23日にオンラインイベント「当事者と一緒に再犯防止を考える」を開催した。#1と#6の出演にあたっては、事前にY氏を通じて企画の趣旨や目的を説明し、同意を得た。

筆者の家族や友人を中心にイベントを告知し、参加の申し込みがあった者に対して参加用のURLを配布した。当日は15名ほどが参加した。オンラインイベントでは、まず筆者から再犯に関する公式統計の簡単な解説を行った後、#1と#6から出所後の生活で苦労したことについて、自身の経験を踏まえた説明をお願いした。最後に、参加者からの質疑応答を行った。オンラインイベント終了後、参加者に対して、アンケート調査を依頼した。

4. 結果

4-1. 予備的なグループ・インタビュー

グループ・インタビューでは、協力者の簡単な自己紹介の後、半構造化インタビューの形式で質問を行った。質問は全部で5問（「最も辛かった出来事は何ですか」、「出所後、人の言葉や行動が助けになった経験について教えてください」、「恵まれた人に自分たちのことは分からない、と思われるのでしょうか」、「今後の目標について教えてください」、「出所後の苦労について教えてください」）だった。すべての質問に5人全員が回答した。したがって、ひとつの質問に対して5つの回答が得られたことになる。

紙幅の関係上、ここでは、本研究の目的に特に関連する「出所後の苦労について教えてください」の回答について概観する。なお、倫理的配慮の観点から、発言内容の一部修正を加えている箇所がある。

4-1-1. 出所後の苦労

「出所後、苦労した経験について教えてください」に対する回答を表4-1-1にまとめる。

表 4-1-1 出所後の苦勞

協力者	回 答
#1	○就職活動。100件近く就職訪問を行ったが、全くうまくいかなかった。行政も自分たちのことを理解しようとしておらず、法律や制度があるにもかかわらずそれを実践してくれないことに怒りを覚えた。
#2	○就職活動。履歴書を作る際、受刑している期間が空白になってしまうので、その空白をどうすれば良いかがわからなかった。就職活動を通して、自分（出所者）の社会的信用のなさを痛感した。
#3	○過去に携帯電話や銀行口座の名義を15個ほど売ってしまっているため、就職の際に給与振込用の口座を作るのが大変だった。
#4	○食べるものすべてが美味しくて太ってしまったこと。 ○車の動線がよくわからず、横断歩道を渡るのさえ怖かった。 ○刑務所の中では動きをすべて管理されていたので、出所後は自由な人や車の動きに慣れなかった。
#5	○携帯電話を契約していなかったため、電話をかける必要があった際には公衆電話を探さなければならなかった。公衆電話がなかなか見つからず、見つけるのに数時間かかってしまったこともあった。

「出所後の苦勞」としては、就職に関する語り、日常生活に関する語りが見られた。

就職に関する苦勞については、「就職活動。100件近く就職訪問を行ったが、全くうまくいかなかった。行政も自分たちのことを理解しようとしておらず、法律や制度があるにもかかわらずそれを実践してくれないことに怒りを覚えた。」(#1)、「就職活動。履歴書を作る際、受刑している期間が空白になってしまうので、その空白をどうすれば良いかがわからなかった。就職活動を通して、自分（出所者）の社会的信用のなさを痛感した。」(#2)、「過去に携帯電話や銀行口座の名義を15個ほど売ってしまっているため、就職の際に給与振込用の口座を作るのが大変だった。」(#3)といった語りが見られた。

日常生活に関する苦勞については、「食べるものすべてが美味しくて太ってしまったこと。」(#4)、「車の動線がよくわからず、横断歩道を渡るのさえ怖かった。」(#4)、「刑務所の中では動きをすべて管理されていたので、出所後は自由な人や車の動きに慣れなかった。」(#4)、「携帯電話を契約していなかったため、電話をかける必要があった際には公衆電話を探さなければならなかった。公衆電話がなかなか見つからず、見つけるのに数時間かかってしまったこともあった。」(#5)といった語りが見られた。

4-2. 個別インタビュー

個別インタビューでは、「出所後に直面した困難」について尋ねることから始め、半構造化インタビューの形式で質問を行った。

紙幅の関係上、本研究の目的および予備的なグループ・インタビューの結果と特に関連する点について概観する。なお、倫理的配慮の観点から、発言内容に一部修正を加えている箇所がある。

4-2-1. 元受刑者に対する周囲の反応が就労を阻害する場合があること

再犯防止対策において最も重視されていることのひとつは、就業の機会の確保である（再犯の防止等の推進に関する法律14条）。しかしながら、予備的なグループ・インタビューの結果にもあるように、刑務所出所者にとって、就職および継続的な就労は困難であることが多い。そしてそれは、必ずしも刑務所出所者本人の問題のみに起因するものではなく、刑務所出所者に対する周囲の反応に起因しているようである。

このことを示すものとして、たとえば、就職面接についての#6の語りがある。

#6：うーんと、出所後に困ったことは…そうですね…えーと、就職の時に一度だけなんですけど、犯歴書類というのがあって。ま、結局2年だけなので、ようは、女だし、2年ぐらいって、履歴書に書く分に関しては、同棲していて、その、何もしていませんでしたとか、それでまったく済む話なんで。ただ、一番最初に、派遣を通して、えーと…就職で申し込んで、もう「じゃあ入社手続きになります」までいったんですね。その入社手続きの際に、派遣の者と一緒に会社に行って、で、そこで犯歴書類があったわけですよ。で、これ、もうどうしようか、書こうかどうか迷ったんですけど、まだ仮積中だったんで、書いたんですね。うん。そしたら、そこで、あの一、派遣の人も「え？」って言って。「そんな、あったんですか？」って言って。いや、もう、ね、「ちゃんと罪償って出てきたから、別によくないですか？」つつつて。あたし、まあ、言ったんですけど。で、それで、会社の、その担当の、採用担当の人が戻ってきて、まあ、「当社では、ちょっと前例がありませんので、あの一、今回は申し訳ないんですけど」っていうことで、お断りされたんですね。だから、その、「元犯罪者だから、雇用はできません」とはハッキリ言わないんだけど、ちょっと、うまい、逃げ方をされたなっていう？…だから、そういうことで、まあその、入社手続きまでいったけど、そういうふうに、こう、なんか断られて。で、その後、もう、派遣会社の男が、逃げないようにして帰った、帰ってったっていうね。ああ、そういうことかと思って。

履歴書のなかで受刑中の「空白期間」をどのように扱うできかは、多くの刑務所出所者が直面する問題であるようである。もっとも、現在は採用の際に履歴書をさほど重視しない企業もあるようであり、就職先を見つけることは全く不可能なわけではない。#6も、履歴書が原因で就職に失敗したのはこの一度だけであり、その後は自身の希望する仕事に従事することがで

きたようである。#3は、履歴書の「空白期間」は「ちょっとまいことやる」ことで「5個ぐらい出したら1個ぐらい引っかけって」職を得ることはできていたという。

#2もまた、履歴書の提出を求められない仕事に従事していたことがある。曰く、「1枚の紙きれで人を判断するようなところに興味はない」のだという。しかしながら、#2の場合は、就職後、刑務所出所者であるということが知られたことで、退職を求められることがあったようである。

山梨：出所から5年以上もたっている中で、挫けそうになったことなどはありますか。

#2：ああ、それはもう、何回もありますね。

山梨：何回も。

#2：仕事もそうだし、…、(もっと)うまくいけたんじゃないかっていうふうには思うことも、やっぱあるんですよ。やっぱ仕事もいっぱい、1回失敗してますし。

山梨：あー、そうなんですか。

#2：過去、その、刑務所に入ってましたっていう事実がばれて、会社首になっちゃって。

山梨：そうなんだ。

#2：えっと、何ですかね、下請けっていうか、元請けで、ある企業の下に入ったんですよ。で、そこで働いてる人は、やっぱそちらの社員もいるし、うちの社員もいたわけなんで、で、ま、仲良くしなきゃいけないんですけど。で、田舎だったもんで、夜、ご飯を食べに行くっていうのが、当たり前前の風習みたいなのがあったんですよ。それで、地元の先輩に居酒屋を借り切ってもらって話したりとかしてたんです。

で、その、地元の先輩もやんちゃやってた人で、話が結構合うんですよ。で、かわいがってもらってたんで、そういう話になった時に、「いや、実は刑務所行ってんすよね」って言ったら、「おお、行っちゃった。そうなの」みたいな。ま、別に、その人はそれで「もう別にいいんじゃないねえの」って感じで、「気にしなくていいよ」って。

酒が入ってるから、その時、声でかかったんですよ、めっちゃ、うん。で、別に周りの人たちは普通に飲んでるし、もうドンチャン騒ぎしてたんですけど、奥から出てきたのが、たまたまその、親会社の社員さんだったんですよ。

で、次の日に、ま、やっぱ案の定呼ばれて、「何だ、君、そういう経験があるのか」って言われて、ありますって言ったら、「うちはそういう人、雇えない」と言われたんですよ。

山梨：えー。

#2：後の身の振り方分かるよねって言われたんです。

#2は、現場の社長や従業員に受刑経験があるという自身の過去を受け入れてくれたのに対し、親会社の社員から退職を求められたことで、「やっぱ人はそういうところを、体面を気にするんだなって」思ったといい、「立場のある人」が体面を気にすることについて「ああ、なるほどなって、社会とはそういうものなんだなっていう勉強をしたんですけど、そこで1回ちょっともう、

気持ちがちよっとやさぐれた時期があった」という。刑務所出所者の中には、仕事上のスキルがあるかどうかとは別に、周囲の反応によって就職および継続的な就労が困難になってしまう経験をしていることがわかる。

4-2-2. 仕事が再犯を誘発する場合があることについて

『居場所』と『出番』の確保」に代表されるように、一般に、仕事には再犯を抑止する機能があると理解されている。しかしながら、#3は、前回出所時、仕事に従事することがかえって薬物の再使用を招いていたという側面がある。

もともと、出所後すぐにスリップしていた#3は、「クスリをしながら仕事を探し始め」、間もなく派遣の仕事をはじめたという。開始直後は、「なんとか、クスリをやりながら、半年ぐらい働いた」というが、その後、業務内容が煩雑になるにつれて、徐々に仕事に対して恐怖心が芽生えてきたという。

#3 ちよっともう無理になっちゃって一。で、薬物を使って行ってたんだけど一、クスリを使ってすら、その、なに、仕事に行くのがこわくなっちゃう…っていう。のがあって。あ、そう、た、もっと大事なことを言うと、この期間も働いてはいて、20万ぐらいの給料は得たと思うんだけど、もらった給料を、ま、全部クスリ買うんですよ。全部じゃないんだけどね、ほぼほぼね。ほぼほぼクスリを買うという。うん。

山梨：なるほど。お仕事をするのに、当時の#3さんは、必要というか…

#3：必要だったっすよね。それやってないと逆に、仕事に行けない、みたいな。自信ないからね。(山梨：あ、そっか。自信がないっていうところが…) そう。結構重要なポイントなんだけど。クスリを使ってないと仕事ができないぐらい、仕事に行く自信がないんだ。表現方法としては。クスリを使わないと、もう仕事ができないぐらいになっちゃった。

山梨：その後クスリを使ってすら仕事に行くのがこわい (#3：こわくなっちゃった。そうそう。)、こわくなっちゃったのは、クスリを使っても自信のないっていうのと、上がらなくなっちゃうっていう…?

#3：上がらなくなっちゃう。使っても、微妙な感じだったんだけど一、その、コールセンターの業務自体がね、もう。クスリを使ってもちよっと無理だな、みたいな感じっすね。

#3はその後、無断欠勤をして仕事を辞めている。それは、薬物を使うためではなく、むしろ、薬物をやめるためだったという。

#3：ようは、仕事に行くためにクスリを使ってたわけじゃないですか。まあ、いつも言うんですけど、これ。まあ、仕事行くために使ってたんだから、仕事辞めれば、クスリやんなくていいじゃん、っていう。

むしろ、仕事を辞めたからといって薬物使用をやめることができるわけではなく、#3は仕事を辞めた後も薬物を使用し続けたという。幸い、家族と一緒に暮らしていたこともあり、衣食住に困ることはなかったが、仕事をせずに「ひきこもりみたい」になっていることで、「家族からは責められ」る生活が続いていたという。家族との仲は「最悪」で、薬物をやめるためのサポートを家族から受けられるような状況ではなかったようである。

#3：その、アディクションの家の家族っていうのは、もう、大体その、当事者と家族はもうみんな仲悪いというか。逆に、そこがうまくいってれば、刑務所に行くことはなかったんですよ。もうめっちゃめっちゃ本質的なことを言うと。ほかの受刑者たちにもいえると思うんですけど、そこは。大体もう身寄りがないみたいになっちゃってるじゃん。

薬物のことについて家族に相談したことがあるかどうかを尋ねると、#3は笑いながら「しない。自力ですよ。」と答えた。

ところで、現在、#3は薬物を使用していない。薬物の「やめ方」について尋ねると、#3はある「本」を読んだことがきっかけであると説明した。その「本」を読んだことで、考え方が180度転換されたのだという。

#3：えっと、仕事に行くために薬物を使ってたじゃないですか。で、薬物はえっと、仕事で偽りの自分をみせるための道具だから、そのままの自分に自信がないからっていう。(山梨：あ、さっきの。) そうそうそうそう。で、ようは、その本には、そのままの自分でいいんですよ、みたいなことが書いてあんの。で、もっと言うと、その、感情のことが書いてあって。その一、感情を感じないようにしたりすると、人間ってどんどん病んでく、のね。のね、つつうか、オレそういうの全然知らなかったから。そういうふうに書いてあって。で、ようは、その、薬物で感情を感じないようにしてたわけじゃないですか。だから、どんどんどんどん、病んでっちゃったんだけど。あ、これ！で、そこには、ようは、感情をありのままになんか、なんつの？感じて、その、豊かに表現してほうがしあわせになれるって書いてあった。まったく逆のことをやってたんです、ずっと。ずっと逆のことをやって。え？そうなの？って思った瞬間に、じゃあ、もう薬物いらないじゃんって思って。なって、やめた。

#3は、自信のなさゆえに薬物を使用していた。それは一時の解決には資するものであったかもしれないが、薬物によって「感情を感じない」ようになることで、むしろ「どんどん病んでい」き、それが自信のなさに拍車をかけるという悪循環を生んでいたのだという。そのような悪循環の中に自分が置かれていることを#3は「本」によって気づき、また、「そのままの自分でいいんですよ」ということに気付いたという。#3によれば、「この瞬間から、もうホントになんも欲求もなくなつて。スリッパしそうな危機みたいなのを、危機らしき危機も感じたことない」という。

#3 が A 法人と関わるようになったのは、こうして薬物を使用しなくなってからだという。姉の紹介で A 法人を訪ねた#3 に対し、A 法人は生活保護の申請を行うなど、手厚い生活支援を行っている。そして、#3 がいったん仕事に従事した後、離職し、失業保険を受けるような状況になった際、Y 氏が#3 にある人物を紹介してくれたという。

#3 : 失業保険をもらって、ま、とりあえず生きてるみたいな感じだよ。うん。で、ちょっとまたどうしようみたいな感じになったときに、その、Y さんが資格の先生を紹介してくれたんだ。で、その人にちょっと相談したら、えっと、自治体の職業訓練のパンフレット持ってきて。なんか「こういうのあるよ」って。「これ受けてみたら？」って。で、「これ受ければ、失業保険の期間も延びるから」つつて。(山梨: ああー。) うん。(山梨: アドバイスをくれたわけですね。) アドバイスをくれて。まあ、そのとおりにやったら、そうなる。うん。で、資格の勉強してたんですよ。

#3 にとって、資格の勉強は「向いてた」という。職業訓練校でも一番成績がよく、資格試験も合格している。「達成感のようなものはありましたか？」と尋ねると、#3 は次のように答えた。

#3 : 達成感あったよ、やっぱ。その、あ、これ、結構重要なところだ。その、なんで、資格とったかっていうと、えっとその一、ようはその資格で飯を食おうなんてこと、あんま思っていないわけですよ。そんなことどうでもよかったね。じゃあ、何をしたかったかっていうと、努力をしたことがなかったわけだよ。勉強とかの。で、努力したら、なんか、努力して何かを成し遂げた経験をしたっていうのが、一番のモチベーションだったんですよ。(山梨: なるほど。) そう。あと、自慢したいだよ。クスリを使って、やめても受かるんだよ、みたいな。そういう、ようは、バカじゃないよオレみたいな。っていうことをみんなに見せつけたい!みたいな感じだよ。(山梨: あー。) そう。脳溶けないよって。クスリやっても脳溶けないだろって。(山梨: なるほど。) そうそう。だって、そのへんの営業マン、たぶん勉強できないでこの資格受かんねえだろって。もっと言うと、こんだけ学力のある人でも刑務所に行くことがあるんですよっていう理論、そう。(山梨: なるほど。) そう。うん。そう、ま、いろいろある。ま、一番は努力をして自分が達成感を味わいたかったっていう。

#3 は資格取得の時点で刑の執行に係る欠格事由に該当している状態であったため、いずれにしても取得した資格で仕事をすることはできなかったのだという。#3 は現在、非正規職員として仕事をしているが、資格試験に合格したことによる「達成感」や「自己肯定感」の向上は、現在の薬物を使用していない生活にとって重要な要素であるという。

ここで描くことができる#3 の生活史は全体のごく一部であるが、#3 の生活史からは、薬物

を使用する根本的な理由を解決しないまま仕事に従事する／させることは却って薬物の再使用を誘発するきっかけになる場合もあるということ、たとえ親族が引受人となっていたとしても必ずしも根本的な理由を解決するためのサポートを得ることができるとはいえないということ、根本的な理由が解決された後に生活基盤を立て直そうとする際に他者から適切な支援やアドバイスを受けることが大切であることをうかがうことができる。

4-2-3. 携帯電話

予備的なグループ・インタビューでは、「出所後の苦労」のひとつとして、「携帯電話を契約していなかったため、電話をかける必要があった際には公衆電話を探さなければならなかった。公衆電話がなかなか見つからず、見つけるのに数時間かかってしまったこともあった。」(#5)という語りがあった。携帯電話にまつわる困難については、#2 が詳しく説明してくれた。

#2：中に入ってたんで、まあ、携帯とかも未払いになってたりとかもしたし。で、元々あった、借りてた借金も返せてないような状況だったので、もうまあ、はなからブラックリストっていう形になってしまったんで。それがあると、やっぱ、どうしても家も借りれないし、このご時世ですから携帯がないっていうのが、やっぱ一番致命傷になっちゃうので、で、そこから辺が借りれないっていうところ、まあ一番、苦労したところですね。

総務省「情報通信統計データベース」の資料によれば、わが国の公衆電話の数は、1990年には832,735台であったのが、2020年には145,643台となっている。この30年間でおよそ6分の1程度にまで減っており、公衆電話の需要が明らかに低くなっていることがわかるが、それには携帯電話やスマートフォンの爆発的な普及が影響している。『令和2年版情報通信白書』によれば、2019年における個人の「モバイル端末」の保有状況をみると、「モバイル端末全体」（スマートフォン・携帯電話・PHS）の保有率が81.1%となっている。また、同じく『令和2年版情報通信白書』によれば、2009年には91.2%であった世帯における「固定電話」の保有率は、2019年には69.0%になっている。これらのデータも示すように、現在、社会生活の多くの場面で、通話はモバイル端末を通して行われている。今や、モバイル端末は日常生活を送るための「インフラ」である。

刑務所出所者の生活支援といえ、とかく住居と就労の確保という点に議論が集中しがちであるが、貸借契約時や就職活動においては「日中連絡のつく連絡先」を求められることが一般的である。#2 が指摘するように、これを欠いた状態で出所後の生活基盤を立て直すことは容易なことではない。

#2：今って何でもそうですけど、報告とか連絡、相談って結局、携帯がメインで、大体「スマホ持ってますか」っていうのが第一声じゃないですか。携帯は何をお使いですかっていうのが、面接一つ取ってもそうですし。

むろん、親族などのサポートを得ることができれば、受刑中の基本料金を代わりに支払ってもらうことで出所後すぐに携帯電話を使用することはできる。しかし、そのようなサポートを得ることができない者は、携帯会社の「ブラックリスト」に名前が載ってしまい、新たな契約を結ぶこともできなくなってしまう。「ブラックリスト」に名前が載っている状態でも携帯電話を契約する方法はないわけではないが、そのような情報に接する機会のない者にとっては、その方法にたどり着くのも至難の業だという。#6 も、携帯電話について、「満期出所者とかはたいへんですよね。保護会とか行けば、保護会に電話があるから、ね。そこで、最初のうちは連絡とったりできるけど…」と語った。なお、#6 は親族の助けを得ることで、出所後もスムーズに携帯電話を使用することができたという。

『居場所』と『出番』の確保」をすすめる前提として、刑務所出所者が、われわれが社会生活を送るうえで当然に享受している財を有していない可能性について検討すべきことがわかる。

4-2-4. 受刑中から社会の人々とつながっていることの重要性

個別インタビューの協力者のうち、仮釈放で出所した3人（#2、#3、#6）のうち、#3と#4は親族が引受人であったが、#2の引受人は親族ではなかったという。帰住先等が決まるまでの経緯を尋ねたところ、#2は次のように説明した。

#2：元々、私は、あの、身元引受人っていう方が、あの、A法人の理事をした人だったので、私はちょっと特別だったんですけども、ただその人がいたので、そこに入ればいいっていう話だったんですけども、でも、その人もやっぱり家庭がある人なんで。まあ、私は最初に、あの、簡易宿泊施設、そこに先に入らしてもらったんです。

山梨：その理事の方とは、どういったつながりで、引き受けを務めてくださることになったんですか。

#2：元々、えーと、違う団体の人とちょっと文通とかやって交流があったんですよ。で、そこに、その方が来て、面会に来て、話をして、そっからの付き合いなので。だから、結構、長い付き合いなんですけど。

山梨：どれくらいになりますか？

#2：えーと、その、ちょうど8年。

#2は、ある民間団体が立ち上げた文通のプロジェクトを通じてA法人の理事と知り合い、長い期間にわたる交流を経て、身元引受人を務めてもらえるまでになっている。親族以外の者との交流を受刑中から育むうえで、文通はひとつの手段になっていたようである。

文通について、#1は、出所後の生活に希望をもつうえで非常に重要な手段であったと指摘した。#1は満期で釈放されているが、受刑中から弁護士や民間団体の人たちとの文通を重ね、出

所後に行くべき場所などが調整された状態で出所することができたという。

#1：ボクの場合は、弁護士が帰住先とかを用意してくれて、それで、ボクはクリスチャンなので、出所したらそのまま教会に行くことが決まっていたんですね。だから、出所した日は、教会の人が迎えに来てくれて、それで一緒に教会に行ったって感じですね。うん。だからボクは最後の出所はそんなに苦労してないですね。はい。

山梨：なるほど。教会では何をされたんですか？

#1：お祈りをして、教会の人たちにあいさつをしたり、ご飯を食べさせてもらったり、ですかね。教会に行ってから、しばらく、ボランティア活動に参加させてもらってました。炊き出しとかやったっすね。目の前の人を愛しなさいって、その、教えられて、それを実践しよう、と。

山梨：それは誰に教えていただいたんですか？目の前の人を愛するという…。

#1：えっと、受刑中に読んだ修道女の伝記だったり…あと、大きいのは、えっと、弁護士の先生とか、ボランティアの人たちが文通とか援助をしてくれて。ボクの「応援団」だっていう。うん。それで、社会に自分を応援してくれている人がいるって知って、その、なんていうか、自分を見つめ直すきっかけになったっていうか、そういうのもあった、かな。文通のなかで、ボクに対してもダメなことはダメと厳しくいってくれて、もちろん、優しいときが多いんだけど [笑い]。それで、この人たちはボクのことを愛してくれてるんだって思っ。ボクも、人を愛するってことを学んだって感じですね。

山梨：文通というのがひとつ大きな要素だったんですね。

#1：そうだと思いますよ。社会との交流がなかったら、刑務所から出て孤独だし…。

#1 にとって、文通は、「社会との交流」であり、社会の人たちが自分のことを「愛してくれてる」ことを実感するものであったという。そして#1は、社会の中で孤独ではないということを知ることが「自分を見つめ直すきっかけ」になったのだと振り返っている。「社会との交流」の重要性は、#6 が特に強調していたことでもあった。

#6：あの、身寄りのない人って、あの…出てからどうしようかっていう不安しかないんですよ。懲役中にね。で、不安ばかり抱えて、で、与えられた作業をやる、だけ。だから、何も、こう、その、刑務所側は、教育して、作業させて、で、そうすれば、出たらもうやらないうらうっていうのかわかんないんだけど。ちょっと、その、その人にね、なったつもりを考えてもらいたいんですよ。出てから誰もいない。ったら、出てどうしようっていう不安しかないと思うんですよ。だから、自分をみつめるなんて、きっとそこでね、ひとりでね、自分でみつめるなんてできるわけじゃないじゃないですか。そんな余裕ないですよ。誰からも手紙こない。誰も面会来ない。刑務官に、あの、話したくても、誰も聞いてくれない、そんなこと。ま、同囚でね？話し合うことはあっても、嘘八百言う奴もいっぱいいるし。「犯罪

の、犯罪履歴がステータス」みたいにね。そんな、なんかおかしいものもあるわけだから。ほんとに、その犯罪者同士で寄り添って、みたいなことも、ね？なかなか難しいわけですよ。そしたら、どうしたらいいかあったら、やっぱり、外からの人がね、こういうふうにお手紙を出して、あの、こう、寄り添ってく？うん。だから、出てからじゃ遅いんですよっていうことをね…うん。

「社会との交流」がなく、出所後の生活に不安を抱える受刑者は、受刑中にいくら教育や作業に従事しようと、「自分を見つめ直す」余裕を持つことができないのだと#6は強調する。『居場所』と『出番』の確保」を推進する前提として、「それらが、社会の人たちとの交流のうえに成り立つものである」ことを今一度確認する必要があると、#1と#6は語っていた。

4-3. オンラインイベント

オンラインイベント「当事者と一緒に再犯防止を考える」には、最大で15名ほどの参加者が集まった。年齢層は20代～50代までで、男女比はおおよそ4:6であった。

オンラインイベントでは、#1と#6の話聞いた後で、「受刑者や犯罪についてのイメージに変化があったかどうか」、「再犯防止にとって大切なことは何か」、「再犯防止のために自分ができることは何か」等について、アンケート調査を実施した。アンケート項目は、内閣府が2018年に実施した「再犯防止に関する世論調査」を参考にした。10件の回答が集まった。

自由記述としては、「犯罪者／受刑者のイメージ」について、「話を聞く中で、出所して罪を償った後の生活はこれまでの自分の想像以上に厳しいのが現状だという事を知れました。」「したくてしている人が大半だと思っていましたが、生きる為に罪を犯してしまう人も少なくないということが分かり、犯罪者や受刑者に対する見方を変えていきたいと思うようになりました。」との回答があった。

「再犯防止への協力」については、「文通なら自分にもできそうと思いました。」「間接的な支援や寄付よりは、直接的に近い(文通などの)支援が出来たら、今回の問題に対してより深く考えられると思いました。」との回答があった一方で、協力が消極的になる理由として「わからないことへの不安」、「今までの自分の人生で考えたことがなかったので、消極的になるというよりも犯罪者の社会復帰についてなど想像したことがありませんでした。」「当事者の罪の背景にもよりますが、辛い思いをした(している)被害者がいるという考えがどうしても頭をよぎってしまいます。」との回答があった。

5. 考察

予備的なグループ・インタビューおよび個別インタビューの結果からは、大まかに、以下の点を指摘することができよう。

- ①受刑経験がスティグマとなって刑務所出所者の安定的な就労を阻害する可能性があること

- ②薬物（犯罪）の根本的な理由が解決されない状態での就労は却って再犯を誘発する可能性があること
- ③就労と住居を確保するための前提として携帯電話のような生活インフラをすべての者が出所後可及的速やかに使用できる状態にすべきであること
- ④受刑中に自分のことを見つめ直すためには出所後の生活不安をできる限り解消していくことが重要であり、そのためには文通のようなかたちで社会と継続的に交流することで孤独感と解消していくことが重要であること

このうち、④は多くの地域住民の再犯防止対策への継続的な関与を前提とするものである。しかし、地域住民の多くにとって、犯罪者／受刑者は「縁遠い」存在である。そのような「縁遠い」存在について協力を要請したとしても、「不安」や「わからない」を理由に消極的になるのは当然のことであろう。そうであれば、まず行うべきは、地域住民と当事者が互いに「知り合う」機会を用意することではないだろうか。

実際、本研究で実施したオンラインイベントを通して、犯罪者／受刑者のイメージが変化し、また、文通という方法があることを知ることで、「自分にもできることがあるかもしれない」と考えるきっかけになった参加者はいた。「知り合う」ことで犯罪者／受刑者のイメージが変化するのであれば、受刑経験が安定的な就労を阻害する可能性が低減されることも期待されよう。

このような、当事者と地域住民が「知り合い」、そして継続的に交流していくことができるような仕組みを整えていくことにより、再犯防止対策は、地域社会の中で、伝統的な更生保護制度の担い手をベースとしつつ、民間の NPO 法人のスタッフをはじめとする、一般の地域住民の多くによって担われることとなろう。

いずれにしても、当事者と地域住民の双方の「声」を丁寧に掬い上げていく作業が、今後の研究にとって重要となろう。本研究において、当事者へのインタビュー調査および当事者と地域住民とを結ぶオンラインイベントを開催できたことは、その一歩として、重要な成果であると思われる。

謝 辞

インタビュー調査およびオンラインイベントにご協力いただいた当事者の皆さまに、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

【文献】

法務総合研究所『再犯防止対策等に関する研究』（研究部報告 59、2019 年）。

伊豆丸剛司「刑事司法と福祉の連携に関する現状と課題について——長崎県地域生活定着支援センターの“実践”から見えてきたもの」犯罪社会学研究 39 号（2014 年）24-36 頁。

勝田聡「専門的処遇プログラムと保護観察」今福章二＝小長井加與編『保護観察とは何か——実務の視点からとらえる』（法律文化社、2016 年）140-153 頁。

宮園久栄「再犯防止とコミュニティの『ヴィジョン』」法学新報 125 卷 11・12 号 (2019 年) 255-280 頁。

四方光「刑事政策における現下の課題と展望」罪と罰 57 卷 4 号 (2020 年) 41-51 頁。

吉田研一郎「再犯防止と更生のための取組——『居場所』と『出番』を中心に」浜井浩一編『犯罪をどう防ぐか』(岩波書店、2017 年) 184-204 頁。